



令和5年度(第73回)NHK歳末たすけあい 年末年始支援活動(団体)助成要領

項目	内容
1 目的	さまざまな要因で孤立しがちな社会的弱者に対し、NHK歳末たすけあいに寄せられた多くの寄付者からの温かい思いやりを届け、新しい年を迎えるための支援とする。
2 申請受付期間	令和5年9月1日(金)～令和5年10月31日(火)
3 助成対象団体	静岡県内で福祉に関連するボランティア活動を行う民間の非営利団体(自治会・町内会を除く。)で本会助成要綱で助成対象団体としている団体(県市町地区社会福祉協議会を除く。)及び難病等患者団体(以下「団体」という。)などで、令和5年9月1日現在、1年以上の活動実績を有するもの。
4 支援対象・対象事業	年末年始に静岡県内の下記対象者を支援する活動で本会が認めたもの。 ア 支援の対象者(キ)を除き、5名以上 (ア) 小児病棟など病院で障害または病気により療養を余儀なくされている子ども (イ) 東日本大震災により静岡県内で避難生活をされている方 (ウ) 野宿生活者、生活困窮者 (エ) 不登校、ひきこもり、困窮世帯、ひとり親世帯等の支援を必要とする子ども (オ) 難病等患者の方 (カ) 自死遺族の方 (キ) ウクライナ避難者 イ 対象事業 (ア) 年末年始の交流行事の費用(例:クリスマス会、新年会、もちつき、炊き出し、相談会、学習支援や、越年に必要な食品や被服等の支給等) (イ) 年末年始見守り訪問事業の費用(例:安否確認や、越年に必要な食品や被服等の支給等) 【対象外経費】 団体の運営費・人件費、互助経費、営利活動、備品整備(PC、TV等)、修繕、金銭の個人支給
5 事業実施期間	令和5年12月1日(金)～令和6年1月21日(日)
6 助成額	(総額は令和5年度(第73回)NHK歳末たすけあいの予算の範囲内とする) 原則として1団体につき50,000円を限度額とする。 ただし、支援の対象者が30名超の場合は、100,000円を限度額とする。 なお事業報告で総事業費が助成額を下回った場合の差額は返金となる。また対象人数が5名を下回った場合は、人数に応じ後日減額通知をもって返金となる。

項 目	内 容
7 助成申請手続	<p>助成を希望する者は、申請書に添付書類を添え本会に提出する。 <u>なお、本会は、必要に応じて実地調査を行う場合がある。</u></p> <p>【申請書】 <u>①令和5年度(第73回)NHK歳末たすけあい年末年始支援活動助成申請書</u> <u>(様式1)</u> <u>②事業計画書(様式2)</u></p> <p>【添付書類】①～⑧は必須 ①団体の活動内容がわかる資料 (昨年度助成を受けた団体は、助成事業のチラシや報告書等、事業内容が確認できるもの) ②定款又は会則 ③令和4年度事業報告書 ④令和4年度決算書 ⑤令和5年度事業計画 ⑥令和5年度予算書 ⑦活動拠点がわかる地図 <u>⑧反社会的勢力排除に関する誓約書(様式任意)</u> ⑨その他本会が必要とするもの</p> <p>【申請方法】 <u>①データ送信 申請書データ(word形式)のみメール添付で提出</u> <u>(メール先:kyoubo@shizuoka-akaihane.or.jp)</u> <u>②書面郵送 申請書原本及び添付書類を郵送により提出</u> <u>(申請書データのメール送信後、一週間以内必着)</u></p>
8 助成決定時期	12月上旬に決定し、通知する。
9 助成標示と公表	助成事業のチラシや報告書には、「NHK歳末たすけあい助成事業」の名称の助成標示を必ず入れること。また広報媒体で公表すること。
10 助成金交付	助成金は、本会から助成決定した団体(被助成団体)へ12月末日までに交付する。
11 事業報告	<p>被助成団体は、事業報告書(様式3)に添付書類を添え本会に提出する。</p> <p>【提出期限】 令和6年1月末日 【添付書類】 ①領収書(振込)の写し(A4用紙に貼付のこと。) ②公表用写真(静岡県共同募金会ホームページに公開可能な写真)2～3枚 データの場合 メール送信先アドレス:kyoubo@shizuoka-akaihane.or.jp ③開催にあたり作成した印刷物(事前のチラシ、当日のリーフレット等、「NHK歳末たすけあい助成事業」と明記のもの)</p>
12 変更及び辞退	事業が実施できない場合は速やかに本会に連絡し、辞退もしくは事前の変更承認を受けること。